

基山町立保育所等基本設計業務委託 特記仕様書（案）

I 業務概要

1. 業務名称 基山町立保育所等基本設計業務委託（以下「本業務」という）

(1) 施設名称 基山町保育所等

(2) 敷地の場所 基山町大字宮浦字車路761番地1外4筆地内

(3) 施設用途 保育所及び子育て交流広場

※平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二 第 11 号 第 1 類とする。

2. 業務内容

(1) 基山町大字宮浦字車路 761 番地 1 外 4 筆に整備する基山保育所等建設工事に伴う
基本設計業務

(2) 現況測量等測量業務

(3) 地質調査業務

(4) 開発行為申請手続き業務

(5) その他基本設計に伴う意見交換会等補助業務

3. 提案書の見積上限額

(1) 14,700千円程度 ※基本設計予算額を超える場合は、候補者として選定しません。

(2) 建築予定金額 500,000千円程度

4. 委託期間

契約締結日の翌日から平成30年11月30日まで

6. 建設予定施設

(1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づく認可を受けて平成 32 年 4 月に開所する認可保育所等（※注 1）

（※注 1）等には子育て交流広場（地域子育て拠点事業）を想定

(2) 参考資料 基山町保育所整備基本構想（平成 29 年 11 月基山町作成）
地域子育て支援拠点事業実施のご案内（厚生労働省発行）

7. 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア. 敷地の面積 対象敷地 6,054 m²

イ. 用途地域及び地区の指定 都市計画地域（市街化調整区域）

建ぺい率 : 60%、容積率 : 100%

ウ. 給排水条件

- ・ 上水道供用開始区域内
- ・ 下水道供用開始区域外

(2) 施設の条件

ア. 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震計画基準」(による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

- ① 構造体 II 類
- ② 建築非構造部材 B 類
- ② 建築設備 乙 類

8. 施設基本設計

(1) 建築基本設計・配置計画(敷地内の配置及び車両動線検討)

- ア. 適正な諸室規模算定及びレイアウトの検討
- イ. 意匠計画、外部内部仕上仕様の検討
- ウ. 構造形式の検討
- エ. 機械設備、電気設備等の設備方式検討(浄化槽施設を含む)

(2) 外構基本設計・敷地造成、屋外遊戯場、駐車場、緑地植栽、その他

- ア. 実施設計及び建設工事等事業計画工程表の作成
- イ. 事業費の概算
- ウ. 維持管理費の算出
- エ. 関連法等への適合性検証

9. 地質調査

(1) 地質調査業務・機械式ボーリング30m×3箇所想定

- ア. 原位置試験標準貫入試験30回、孔内水平載荷試験4回想定
- イ. 室内土質試験土粒子密度、含水比、粒度試験各30試料想定
- ウ. 資料整理とりまとめ、断面図等作成1式

(2) 解析等調査業務・軟弱地盤解析1断面

10. 現況測量等測量調査及び造成設計

(1) 現況測量

- ア. 復元測量 0.6万㎡
- イ. 補助基準点の設置 0.6万㎡ ※別添の地籍図参考
- ウ. 用地現況測量(建物等) 0.6万㎡

(2) 縦横断測量

- ア. 作業計画(路線測量)

- イ. 現地踏査(路線測量)
- ウ. 測量業務に必要な伐採は受託者が行う。
- エ. 縦断測量 1 km
- オ. 横断測量 0.35 km

(3) 造成設計

- ア. 造成設計平面図
- イ. 造成設計縦断図
- ウ. 造成設計横断図

1 1. 開発行為申請書作成業務

受託者は、基本設計等作成資料に基づき、佐賀県が策定した「開発許可の手びき（平成20年2月版）」に従い開発行為申請手続きに必要な業務を行う。

(1) 事前調査

- ア. 現地調査、法務局調査、関係機関の調査

(2) 設計

- ア. 土地利用設計
- イ. 給水計画設計
- ウ. 排水計画設計
- エ. 造成計画設計

※上記については開発行為申請時に必要な設計図程度とし、詳細は実施設計で行う。

(3) 事前審査

- ア. 開発計画事前審査

(4) 関係機関との協議

- ア. 関係官庁協議
- イ. 関係法令の許可・届出

(5) 開発許可申請

- ア. 開発行為許可申請
 - ① 都市計画法第29条
 - ② 都市計画法第34条各号

(6) その他

工事着工、工事完了、開発検査等は実施設計等事業者等が行い、その業務に支障を来さないよう、業務を引き継ぐこと。ただし、実施設計業者が基本設計受託者と同様の場合はこの限りではない。

1 2. その他基本設計に伴う意見交換会等補助業務

基本設計作成に当たり基山町まちづくり条例に沿って町民等から広く意見を聞くこと

としており、資料作成及び説明会等の支援を行う。

(1) 資料作成

ア. 説明会等資料 白黒版200部

カラー版50部

イ. パブリックコメント用電子データ1部

(2) 説明会

ア. 説明会等に説明員として参加すること。

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「基山町建築設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

1. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

ア. 基本設計

- ① 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ② 建築（構造）基本設計に関する標準業務
- ③ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ④ 機械設備基本設計に関する標準業務
- ⑤ 外構基本設計に関する標準業務
- ⑥ 工事費概算
- ⑦ 各種技術資料（経済比較や工法検討資料等）の作成業務

2. 業務の実施

(1) 一般事項

ア. 電子納品

※ 本業務は、電子納品対象業務とする。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

ア. 業務着手時

イ. 業務担当員又は管理技術者が必要と認めた時

(3) 適用基準等

官庁施設の総合耐震計画基準	平成 25 年版
官庁施設の総合耐震診断・改修基準	平成 8 年版
佐賀県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル	平成 17 年版
施設におけるわかりやすいユニバーサルデザインのサイン	平成 19 年版
佐賀県環境物品等の調達推進に関する基本方針	平成 26 年版
佐賀県公共事業景観形成指針	平成 21 年版
道路の移動円滑化整備ガイドライン	平成 23 年版
佐賀県公共建築工事積算基準	平成 21 年版
佐賀県公共建築工事単価等決定基準	平成 26 年版
公共建築工事標準仕様書（建築工事編）	平成 25 年版
木造建築工事標準仕様書	平成 25 年版
建築設計基準・同解説	平成 18 年版
建築構造設計基準・同解説	平成 25 年版

建築鉄骨設計基準・同解説	平成 10 年版
建築工事標準詳細図	平成 22 年版
校内舗装・排水設計基準	平成 13 年版
木造計画・設計基準	平成 23 年版
公共建築数量積算基準	平成 18 年版
共建築工事内訳書標準書式【設備工事編】	平成 24 年版
公共建築工事見積書標準書式（建築工事編）	平成 25 年版
公共建築工事内訳書標準書式・同解説（建築工事編）	平成 26 年版
公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）	平成 25 年版
公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）	平成 25 年版
公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）	平成 25 年版
公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）	平成 25 年版
建築設備計画基準	平成 25 年版
建築設備設計基準	平成 25 年版
公共建築設備数量積算基準	平成 15 年版
公共建築工事内訳書標準書式・同解説（設備工事編）	平成 24 年版
公共建築工事見積書標準書式（設備工事編）	平成 26 年版

(4) 建設副産物対策

受託者は、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討し設計に反映させる。

地域材とは、県内の森林から産出され、県内で加工された木材をいう。

(5) シックハウス対策

受託者はシックハウス対策（換気に配慮した設計、使用する建築材料等、化学物質の濃度測定）について検討し、設計に反映させること。

(6) 電算機使用について

電算機によって構造計算、空調負荷計算及び数量積算を行う場合は、事前に業務担当員と協議する。

(7) その他(特記事項)

ア. 施設関係者等と利用方法に関する協議・検討を重ね、機能的で使いやすい施設計画とする。

イ. 施設の運営管理方法について、具体的な協議・検討を行い、施設計画に反映するものとする。

ウ. 施設計画について、意見交換会やパブリックコメント等の意見基本設計検討に反映するものとする。

3. 設計対象項目

(1) 基本設計

基本設計対象項目			縮尺	摘要
建築総合	一般業務	・ 建築総合計画案・計画説明書	適宜	
		・ 仕様概要書		
		・ 面積表及び求積図		
		・ 敷地案内図		
		・ 配置図		
		・ 平面図（各階）		
		・ 断面図		
		・ 立面図（各面）		
		・ 矩計図（主要部詳細）		
		・ 工事費概算書		
		・ 各種技術資料		
建築構造	一般業務	・ 基本構造計画案		
		・ 構造計画概要書		
		・ 仕様概要書		
		・ 工事費概算書		
		・ 各種技術資料		
電気設備	一般業務	・ 電気設備計画概要書		
		・ 仕様概要書		
		・ 工事費概算書		
		・ 各種技術資料		
機械設備	一般業務	・ 空気調和設備計画概要書		
		・ 給排水衛生設備計画概要書		
		・ 仕様概要書		
		・ 工事費概算書		
		・ 各種技術資料		

4. 成果品及び提出部数等

(1) 基本設計

成果品等	サイズ	提出部数		摘要
		原図	製本	
ア 建築総合				
建築（総合）設計図	A 3判	各 1 部	3 部	
・ 基本設計説明書	A 3判	各 1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A 4 or A 3判	各 1 部	3 部	
イ 建築構造				
・ 基本構造計画案	A 3判	各 1 部	3 部	
・ 構造計画概要書	A 3判	各 1 部	3 部	
・ 構造仕様概要書	A 3判	各 1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A 4 or A 3判	各 1 部	3 部	
ウ 電気設備				
電気設備計画概要書	A 3判	各 1 部	3 部	
・ 仕様概要書	A 3判	各 1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A 4 or A 3判	各 1 部	3 部	
エ 機械設備				
・ 空気調和設備計画概要書	A 3判	各 1 部	3 部	
・ 給排水衛生設備計画概要書	A 3判	各 1 部	3 部	
・ 昇降機設備計画概要書	A 3判	各 1 部	3 部	必要な場合
・ 仕様概要書	A 3判	各 1 部	3 部	
・ 工事費概算書	A 4 or A 3判	各 1 部	3 部	
オ その他				
・ 地質調査報告書	適宜	各 1 部	3 部	
・ 現況測量等測量報告書	適宜	各 1 部	3 部	
・ 造成設計報告書	適宜	各 1 部	3 部	
・ 開発行為申請関係書類	適宜	各 1 部	3 部	
・ その他図面協議等により必要となる図面	適宜	各 1 部	3 部	
カ 資料				

各種技術資料(経済比較工法検討資料等)	A4判	各1部	3部	
・ 打ち合わせ記録簿	A4判	各1部	3部	
キ 電子データ				
・ 電子納品 (CD-R等)	一式			

(注1)：建築(構造)、電気設備及び機械設備の成果図書は、建築(総合)基本設計の成果図書の中にも含めることもできる。